

青梅市告示第 1 3 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、
青梅都市計画地区計画青梅インターチェンジ北側地区地区計画を決定した
ので、同法第 2 0 条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により
縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 1 0 日

青梅市長 浜 中 啓 一

都市計画の種類・名称	都市計画を定める土地の区域
青梅都市計画地区計画 青梅インターチェンジ北 側地区地区計画	青梅市今井 2 丁目、今井 4 丁目および今井 5 丁目各地内

縦覧場所 東京都青梅市東青梅 1 丁目 1 1 番地の 1
青梅市役所 5 階都市整備部都市計画課

以 上